

※平成 28 年度版として各県の項目を統合したものです※

平成 28 年度に実施した個別指導において保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な指摘事項

東 北 厚 生 局
平 成 30 年 2 月

目 次

I 診療に関する事項

1 診療録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～3

II 基本診療料

2 基本診療料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

III 特掲診療料

3 医学管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3～5

4 在宅医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5～6

5 検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6～7

6 画像診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7～8

7 投薬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8～9

8 歯周治療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9～11

9 リハビリテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

10 処置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12～15

11 手術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15～17

12 麻酔・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

13 歯冠修復及び欠損補綴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17～21

14 歯科矯正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21

15 保険外診療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21～22

IV 請求事務等に関する事項

16 診療報酬請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22～23

平成 28 年度 個別指導における主な指摘事項（歯科）

（※平成 28 年度診療報酬改定以前の内容に関する指摘事項も含まれた記載となっています。）

I 診療に関する事項

1 診療録等

（1） 診療録

- ① 診療録は保険請求の根拠となるものなので、歯科医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと。
- ② 診療録及び関係書類の法的意義及び重要性を理解すること。
- ③ やむを得ず口述筆記をする場合には、必ず歯科医師が自ら記載内容を確認の上、署名又は記名押印を行うこと。
- ④ 複数の保険医が同一の患者を担当する場合は、責任の所在を明確にするため、診療日ごとに担当した保険医が署名又は記名押印を行うこと。
- ⑤ パソコン等、OA 機器により作成した診療録の場合は、診療を行った保険医は必ず診療録を紙媒体に打ち出した後に記載内容を確認し、署名又は記名・押印を行うこと。
- ⑥ 傷病名の整理がされていないものが認められるため、適切に整理すること。
- ⑦ 診療録に添付する患者への提供文書の写し（控え）に、保険医療機関名、担当歯科医師名の記載を必要に応じて適切に行うこと。
- ⑧ 診療録の管理及び保管について、患者毎に過去の初診内容等の履歴を速やかに、かつ、確実に確認できるよう適切な対策を講ずること。
- ⑨ 療養の給付に関する書類やその他の記録を、保存期限内であるにもかかわらず、紛失している例が認められたので、適切に整理保管すること。
- ⑩ 診療録は診療の完結の日から 5 年間は適切に管理及び保管すること。
- ⑪ 診療録は散逸せず、頁数を間違えないよう編綴すること。
- ⑫ 診療録に記載すべき内容を診療録以外に記載している例が認められたので改めること。

（2） 診療録様式第一号（二）の 1（診療録第 1 面）の記載

診療録様式第一号（二）の 1（診療録第 1 面）の記載について、次の事例が認められたので改めること。

- ① 傷病名、主訴、歯式（口腔内所見等）、開始、終了及び転帰に係る記載がない、不十分又は誤っている例
- ② 実態と異なる転帰を記載している例
- ③ 不適切な傷病名を記載している例
- ④ 再度の初診があった場合、新たな診療録第 1 面が作成されていない例

（3） 診療録様式第一号（二）の 2（診療録第 2 面）の記載

- ① 診療録様式第一号（二）の 2（診療録第 2 面）の記載について、次の事例が認められたので改めること。

ア 記載方法

- ・ 空行（空白）が認められた例
- ・ 鉛筆で記載していた例

- ・ 二本線で抹消するのではなく修正前の記載内容が判読不能となる修正を行っていた例

イ 記載内容

- ・ 症状・指導内容・所見・治療方針・処置内容・手術所見・経過・処置の使用薬剤名・特定薬剤名・装着の使用材料名・補綴物等の種類と使用金属名・点数・浸潤麻酔に係る記載について、記載のない例又は不十分な例
- ・ 症状、歯式の記載が誤っていた例
- ・ 診療録の記載が重複していた例

- ② 診療録第2面の「療法・処置」欄については、受診者に対して行った診療行為の内容を記載し、診療行為と関わりのない情報の記載は行わないよう改めること。

例：被保険者証の画像や写しの添付

- ③ 診療録第2面に記載された部位と診療録第1面及び診療報酬明細書との間で一致していない例が認められたので請求前に確認を十分に行うこと。

(4) 診療録の記載方法

診療録の記載方法について、次の事例が認められたので改めること。

- ① 記載時期が不明な加筆を常態として行っていた例
- ② 1行に複数段の記載を行っていた例
- ③ 判読困難な記載を行っていた例
- ④ 保険医以外による診療録の記載を常態として行っていた例
- ⑤ 診療録の欄外へ記載していた例
- ⑥ 診療録に用紙を貼り付けて記載していた例

(5) 診療録の記載内容

診療録の記載内容について、次の事例が認められたので改めること。

- ① 診療行為の手順と異なる記載をしていた例
- ② 誤った記載のある診療録を適切に訂正していなかった例
- ③ 審査支払機関からの返戻等が適切に反映されていない例
- ④ 現在使用されていない略称、独自の略称（do、~~再~~、~~明~~、~~処~~、~~調~~、~~情~~、~~如~~、~~命~~、Sg）を使用していた例

(6) 医療情報システム等

電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.3版」に準拠した運用がされていない次の事例が認められたので改めること。

- ① 個人情報保護に関する方針が策定されておらず、院内に明示されていなかった例
- ② 利用者が設定するパスワードの有効期限が2か月を超えていた例
- ③ 医療情報システムの仕様や運用方法が当初の方針どおりに機能しているかを定期的に確認していない例

(7) 歯科技工指示書

- ① 歯科技工指示書について、次の事例が認められたので改めること。

ア 設計に係る記載が不十分な例

なお、クランプの方向、バーの位置等の分かる記載ができるような様式に変更することが望ましい。

- イ 歯科技工指示書の記載内容（発行年月日、設計、製作方法、使用材料、使用金属材料の種類に係る記載）に不備が認められた例
- ウ 診療録、歯科技工納品書及び歯科技工物の内容が一致していない例
- ② 歯科技工指示書を口述筆記させた場合は、必ず歯科医師が自ら記載内容を必ず確認すること。
- ③ 算定の誤りを未然に防ぐ為にも、納品された歯科技工物が指示内容と一致しているかを十分に確認すること。

Ⅱ 基本診療料

2 基本診療料等

- (1) 歯科初診料・歯科再診料
 - ① 再診相当であるにもかかわらず歯科初診料を算定していたので改めること。
例：継続した診療
：健康診断の結果に基づく診療
 - ② 一連の治療行為として同一日に2度の来院があった場合に、歯科再診料を2回算定していたので改めること。
- (2) 加算
 - ① 再診料に係る休日加算について、急病等やむを得ない理由ではない場合に算定していた。
 - ② 歯科診療特別対応加算は画一的に算定するのではなく、患者の状態を考慮して算定すること。
 - ③ 歯科診療特別対応加算について、算定要件を満たさない次の事例が認められたので改めること。
例：著しく歯科診療が困難な者でない患者に算定している例

Ⅲ 特掲診療料

3 医学管理等

- (1) 歯科疾患管理料
 - ① 歯科疾患管理料について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 診療録又は提供文書に歯科疾患の管理にあたって必要な事項を記載していない又は記載内容が不十分な例
例：歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況、患者の基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況等）、生活習慣の改善目標、口腔内の状態（プラーク及び歯石の付着状況、口腔内の状態の改善状況等）
 - イ 管理計画を策定していない例
 - ウ 記載が画一的である例
 - ② 歯周病の患者に対して歯科疾患管理料を算定する場合には歯周病検査に基づいた

診断を行うこと。

- ③ 継続管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、再発防止及び重症化防止のための継続的な口腔管理に努めること。

(2) 歯科疾患管理料の文書提供加算

- ① 文書提供加算について、次の事例が認められたので改めること。

- ア 提供文書の記載内容と診療録に記載されている管理計画が異なっている例
- イ 患者に対し管理計画書の原本ではなく写しを提供していた例
- ウ 歯科疾患の管理に係る内容を文書により提供していない例
- エ 継続した管理の必要性が認められない例

- ② 管理計画書について、次の事例が認められたので改めること。

- ア 管理計画策定に必要な画像診断が行われていない例
- イ 提供文書の患者記入欄に記載がない例
- ウ 提供文書の口腔内の状態の改善状況が実態と異なっている例

- ③ 管理計画の内容に変更があった場合には、管理計画書を提供すること。

- ④ 管理計画書の患者記入欄について、やむを得ず医療機関において代筆記入をした場合には、その理由及び代筆者を明確にすること。

- ⑤ 患者に提供する管理計画書の記載内容について充実を図ること。また、管理計画書の写しは適切に診療録に添付すること。

(3) 歯科衛生実地指導料

- ① 歯科衛生実地指導料について、次の事例が認められたので改めること。

- ア 歯科衛生士に対して行った指示内容の要点を診療録に記載していない又は不十分な例

- イ 診療録に記載された歯科衛生士に対して行った指示内容の要点と、提供文書に記載された指導内容の一部が一致していない例

- ウ 指導が画一的又は傾向的な例

- エ 歯科医師が指導したものを歯科衛生実地指導料として算定した例

- ② 提供文書について、次の事例が認められたので改めること。

- ア 指導の開始及び終了時刻、プラークの付着状況、保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名及び歯科衛生士の氏名、家庭での療養指導の記載がない例

- イ 提供文書に記載された指導内容が乏しい例

- ウ 指導内容に係る情報を文書により提供していない例

- エ 提供文書の写しを診療録に添付していない例

- ③ 歯科衛生実地指導料について、くり返し算定しても効果がない患者が散見されるので、妥当適切な実施に努めること。

(4) 歯科治療総合医療管理料

歯科治療総合医療管理料について、次の算定要件を満たさない事例が認められたので改めること。

- ① 医科からの情報提供に、管理が必要な主病に関する記載がない例

- ② 診療録に管理内容及び患者の全身状態の要点記載がない例

(5) 診療情報提供料

診療情報提供料について、次の事例が認められたので改めること。

- ① 提供文書に診療に基づく他の機関での診療の必要性を示す記載内容がない例
- ② 提供文書の写しを診療録に添付していない例
- (6) 薬剤情報提供料
 薬剤情報提供料について、次の事例が認められたので改めること。
 - ① 提供文書に副作用、相互作用に係る記載が乏しい例
 - ② 診療録に薬剤情報を提供した旨を記載していない例
- (7) 新製有床義歯管理料
 ① 新製有床義歯管理料算定時の交付文書については、義歯概形の正確な記載など記載内容の充実を図ること。
 ② 提供文書の内容以外に療養上必要な管理事項がある場合は、診療録にその要点を記載すること。
 ③ 新製有床義歯管理料について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 提供文書の写しを診療録に添付していない例
 - イ 提供文書に次の記載がない例
 例：欠損の状態、保険医療機関名、担当歯科医師の氏名
 - ウ 提供文書の補綴物に係る記載に誤りがある例
 - エ 患者に文書を提供していない例

4 在宅医療

- (1) 歯科訪問診療料
 歯科訪問診療料について、次の事例が認められたので改めること。
 - ① 患者の病状に基づいた訪問診療の計画の策定がされておらず、その要点を診療録に記載していない又は不十分な例
 - ② 訪問診療の時間が傾向的に20分で、開始及び終了時間が実態に即していない例
 - ③ 同日に実施した訪問歯科衛生指導の時間を含んだ時間を記載していた例
 - ④ 診療報酬明細書への歯科訪問診療の日時を誤って記載していた例
 - ⑤ 診療録に疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難である理由の記載が極めて乏しい例
 - ⑥ 歯科訪問診療時に実施した摂食機能療法について、診療録の記載、検査結果から判断して、算定要件を満たしていない例
 - ⑦ 歯科訪問診療2を算定すべき診療を誤って歯科訪問診療1として算定していた例
 - ⑧ 歯科訪問診療を実施している患者に対して、個別の費用ごとに区分した領収証、明細書を発行していない例
- (2) 加算等
 - ① 歯科診療特別対応加算について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 診療録に診療当日の患者の状態を記載していない又は記載が不十分な例
 - イ 歯科訪問診療を同日に2回行った際に2回算定していた例
 - ② 在宅患者等急性歯科疾患対応加算について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 同一建物居住者に対し歯科訪問診療を行ったにもかかわらず、同一建物居住者以外の場合の加算点数を算定していた例
 - イ 診療録に常時携行している切削器具名の記載漏れが認められた例

- ③ 歯科訪問診療補助加算について、診療録に診療の補助を行った歯科衛生士の氏名を記載していない例が認められたので記載すること。
- (3) 訪問歯科衛生指導料
 - ① 訪問歯科衛生指導料について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 簡単なものについて、指導時間が20分と画一的で、指導の開始及び終了時刻が実態に即していない例
 - イ 歯科衛生士等に指示した内容の診療録の記載が不十分な例
 - ウ 提供文書に記載された家庭での療養指導に係るコメントが画一的である例
 - エ 実地指導業務に係る記録において、主訴の改善、食生活の改善に係る記載が不十分な例
 - オ 指導内容の記載が画一的、傾向的又は不十分な例
 - ② 実地指導内容について、日常的口腔清掃等のケアと区別した記載に努めること。
- (4) 歯科疾患在宅療養管理料

歯科疾患在宅療養管理料について、次の事例が認められたので改めること。

 - ① 管理計画の策定が不十分で、口腔内の状態及び口腔機能の状態の記載がない例
 - ② 診療録に管理計画書の写しを添付していない例
 - ③ 患者又はその家族に提供する管理計画書に、管理計画書の提供年月日、全身の状態、口腔内の状態と管理方法の概要、保険医療機関名及び当該管理の担当歯科医師の氏名等の情報を記載していない例
 - ④ 管理計画書を提供しない場合に、当該管理内容の要点を診療録に記載していない例
- (5) 在宅患者歯科治療総合医療管理料

在宅患者歯科治療総合医療管理料について、次の事例が認められたので改めること。

 - ① 文書による別の医科保険医療機関から在宅歯科治療における総合的医療管理が必要であるとした診療情報提供を受けていない例
 - ② 診療録に当該主病の担当医からの情報提供に関する内容、担当医の所属保険医療機関名を記載していない例
 - ③ 診療録に治療内容に関する説明内容及び同意の有無、治療前、治療中における全身状態の管理の状況、治療後における患者の体調の変化の有無、患者又は家族への説明内容を記載していない例

5 検査

- (1) 全体

診療録に検査結果を記載していない又は検査結果が分かる記録の添付がない例が認められたので改めること。
- (2) 電氣的根管長測定検査

実際の根管数とは異なる根管数により算定している例が認められたので改めること。
- (3) 細菌簡易培養検査

診療録に必要性及び臨床所見が記載されておらず、記載内容から判断して必要性が乏しい検査が連続して行われていた例が認められたので改めること。
- (4) 顎運動関連検査

顎運動関連検査について、次の事例が認められたので改めること。

- ① 検査の種類・方法にかかわらず、一連の顎運動関連検査の結果と同一の検査結果を活用して、複数の欠損補綴物を製作した場合に、ゴシックアーチ描記法及びチェックバイト検査の2種類の検査を算定している例
 - ② ゴシックアーチ描記法の検査結果に不備が認められた。
例：正確さの劣る手書きで記載している例
タッピングポイントの記載がない例
 - ③ 同一患者において連続したブリッジの製作のする際に、製作の都度、チェックバイト検査を算定していた例
 - ④ 診療録に実施に係る記載がない例
- (5) 歯冠補綴時色調採得検査
- ① 歯冠補綴時色調採得検査について、次の事例が認められたので改めること。
ア 歯科技工指示書に写真を添付していない例
イ 対顎を含めた隣在歯が色調比較可能な天然歯ではない例
ウ 複数歯を同時に製作する場合において、同一画像内に当該歯、色調見本及び隣接歯が入っているにもかかわらず2枚以上算定している例
エ 写真の撮影状況が悪く、色調見本及び天然歯の色調が再現されていない例
オ 隣接歯等と色調見本を同時に撮影していない例
 - ② 対顎の天然歯を色調可能な隣在歯として撮影している例が多く診療で認められたので、検査にあたってはその必要性を十分に考慮して行うこと。
- (6) その他
- 歯科診療科での必要性が認められない血液化学検査を実施し算定している例が認められたので改めること。

6 画像診断

- (1) 歯科エックス線撮影
- ① 歯科エックス線撮影の診断料について、次の事例が認められたので改めること。
ア 写真診断に係る所見を診療録に記載していない又は記載が不十分な例
イ 診療録に撮影目的のみの記載で所見の記載がない例
ウ 診療録に記載された内容が実態に即していない例
エ 必要な部位が撮影されていない又は画像が不鮮明な例
オ 歯科エックス線撮影を実施すべき症例において、歯科パノラマ断層撮影を実施している例
 - ② 撮影した歯科用エックス線フィルムは、患者名、撮影年月日等を明確にし、適切に保管すること。
 - ③ 歯科エックス線写真の算定について、次の事例が認められたので改めること。
ア 診断に必要な部分（根尖）が写っていないにもかかわらず算定していた例
イ 診療録に撮影の記載のない例
- (2) 歯科パノラマ断層撮影
- ① 歯科パノラマ断層撮影の診断料について、次の事例が認められたので改めること。
ア 診療録への診断所見の記載がない又は不十分若しくは画一的な例

- イ 歯科パノラマ断層撮影について、診療録に記載されている撮影目的が画一的な例
- ウ 歯周病の病状確認を主たる目的として実施した歯科パノラマ断層撮影において、歯周病の状態に関する所見の記載がない例
- ② 歯科パノラマ断層撮影の算定について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 歯周病の診断を目的として歯科パノラマ断層撮影と歯科エックス線撮影を行った場合に、従たる撮影で得られた写真の診断料を100/100として算定していた例
 - イ 同一の部位につき、同時に2回の単純撮影を実施した場合に、2回目の画像診断に係る撮影料を所定点数の100/100として算定していた例
- (3) 歯科用3次元エックス線断層撮影
 - 歯科用3次元エックス線断層撮影の診断料について、次の事例が認められたので改めること。
 - ① 他の撮影方法により、診断可能な症例に対し撮影していた例
 - ② 診断に係る所見の記載がない又は記載が不十分な例
- (4) その他
 - ① 画像診断において、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 症状の診断に必要と思われるエックス線撮影がないまま処置等が行われていた例
 - イ 症状の記載内容及びエックス線写真所見より、妥当性を欠くと思われる診断名が記載されていた例
 - ウ 隣接する複数歯に同時に加圧根管充填処置を行った場合、同一フィルム上で根管充填後の状態が確認出来るものに対し複数枚撮影していた例
 - エ 診断に必要な部位が撮影できていない例
 - オ 画像が不鮮明な例
 - カ 保存期限内であるにもかかわらず、歯科エックス線写真を紛失していた例
 - キ 歯科診療科での必要性が認められないMRI撮影を実施し算定している例
 - ② 画像診断においては、歯科医師が撮影条件、患者の位置関係等に誤りがないかどうかを確認し、撮影すること。

7 投薬

- (1) 投薬
 - ① 投薬について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 投薬の理由及び症状、所見について診療録への記載内容がない又は記載内容が乏しい例
 - イ 手術後に投薬を行っていない例
 - ウ 短期間に同一の薬剤を繰り返し投与している例
 - ② 薬剤の処方量・期間は歯科医学的に予見することができる必要期間とし、また症状の経過に応じたものとし、投与にあたっては残薬状況を確認すること。
- (2) 適応外投与
 - 投薬において、次の適応外薬剤の処方を行っている事例が認められたので改めること。
 - ① ケナログ口腔内軟膏
 - ② 口腔褥瘡性潰瘍に適応外のデキサメタゾン製剤（アフタゾロン口腔用軟膏）の投与

- (3) 過量投与
 - ① 消炎鎮痛剤の過量と思われる投薬が認められたので、患者の状態に応じて鎮痛剤の投与は必要最小限にするように改めること。
 - ② 多量の投薬を行う必要がある場合は、その根拠等を診療録に記載し、過剰投与にならないように留意すること。
 - ③ 投薬にあたっては、添付文書にて、組成・性状、効能・効果、用法・用量等を確認し、過量投与及び重複投与にならないように留意すること。
- (4) 重複投与
 - 末梢神経障害に対する重複投与を行っている例が認められたので改めること。
- (5) 漫然投与
 - ① 投薬について、スケーリング・ルートプレーニング後にその症状等によらず、漫然と含嗽剤を投薬している例が認められたので必要に応じて投薬を行うこと。
 - ② 所見・処置内容から判断して、必要性の判然としない抗生剤及び鎮痛剤の投与が認められたので必要に応じて投薬を行うこと。
- (6) 長期投与
 - ① 抗生物質を長期にわたって投与する症例ではその必要性及び口腔内症状に関する診療録記載を十分に行うこと。
 - ② 軟膏を長期にわたって投与していたので、歯科医学的に適切な対応に努めること。
- (7) 傾向的な投与
 - ① 患者の症状によらず傾向的に鎮痛剤を内服で処方している例が認められたので改めること。
 - ② 患者の症状によらず佐薬の画一的な処方が認められたので改めること。
- (8) その他
 - ① 処置内容、症状等に留意し、適切な投薬に努めること。
 - ② 小児への投与にあたっては、添付文書にて用法・用量等を確認するように努めること。
 - ③ ペリオフィールの投与について、使用上の注意として「本剤の開封後の使用は1回限りとし、残った軟膏は容器とともに廃棄すること。」となっているにもかかわらず、残った軟膏を再度使用していたので改めること。
 - ④ 医科診療科において診断の上、実施すべき投薬について算定している例が認められたので改めること。

8 歯周治療

- (1) 診断等
 - ① 歯周治療の診断に関して、診断にあたっては「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月 日本歯科医学会）を参照し、適切な検査に基づく的確な診断を行うこと。
 - ② 歯周治療の診断に関して、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 歯周病検査を行わず、歯周病の診断をしていた例
 - イ 診療録に歯周病に係る症状、所見等の記載に乏しく、診断根拠や治療方針が不明確な例

- ウ 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了していた例
- エ 歯周病検査の検査結果の内容と治療内容が画一的な例
- オ 歯周病検査、画像診断の結果が診断、治療に十分生かされず、治療方針、治癒の判断、治療計画の修正等が的確に行われていない例
- ③ 歯周治療について、治療効果が期待できるよう、より適切な歯周基本治療を行うこと。

(2) 歯周病検査

- ① 歯周病検査について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 検査結果を診療録に記載していない又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない例
 - イ 臨床所見、画像診断所見等から判断し、歯周病検査の結果が妥当性を欠いていた例
 - ウ 動揺度の計測結果を一部省略していた例
 - エ 診療録に動揺度検査の検査結果の記載がない又は検査結果の一部を独自の省略方法で記載している例
 - オ 歯の動揺度検査を実施していない例
 - カ 歯周基本治療後の歯周病検査がなく、治癒の判断、治療計画の修正等が的確にされていない例
 - キ 診療録の部位と検査部位が異なっていた例
 - ク 実際に行った歯数に基づかず、誤った歯数による区分で算定している例
 - ケ 歯周基本検査について、1口腔単位で行っていない例
 - コ 臨床所見等から判断して、歯周病検査後、再度の歯周病検査までの間隔が短い例
 - サ 歯周病の急性症状が認められる日と同日に歯周病検査を行っている例
- ② 歯周精密検査について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア プラークチャートを用いたプラークの付着状況検査の診療録への記載又は検査結果がわかる記録を診療録に添付していない例
 - イ 歯の動揺度検査の記載がない例
 - ウ 動揺の認められない部位の結果を記載していない例
 - エ 歯周ポケット検査、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査を実施していない例
 - オ スケーリング・ルートプレーニングを実施した翌日に歯周精密検査を実施していた例
- ③ 混合歯列期歯周病検査について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 歯科医学的な必要性が認められないにもかかわらず歯周基本検査で算定していた例
 - イ プロービング時の出血の有無を適切に記載していない例
 - ウ プラークの付着状況の検査を実施していない例
- ④ 診療録の記載内容から判断して、必要性の認められない歯周病部分的再評価検査を算定している例が認められたので改めること。
例：歯周外科手術を実施していない患者で算定している。
- ⑤ 歯周病検査における歯の動揺度検査は「歯周病の診断と治療に関する指針」を参考

に実施し、記載については Miller による歯の動揺度検査の分類を基本として、1 歯毎に記載するように改めること。

(3) 歯周病患者の補綴治療

歯周病患者の補綴治療について、次の事例が認められたので改めること。

- ① 歯周病患者に歯周病検査、歯周基本治療を行わず、補綴治療を行っていた例
- ② 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、補綴治療に着手していた例
- ③ 補綴治療後、鉤歯に対し歯周基本治療を実施していた例
- ④ 補綴治療後に 1 回目の歯周病検査を行い、スケーリングを行っただけで治療を終了していた例
- ⑤ 歯周治療と並行する歯冠修復・ブリッジ・有床義歯に係る治療が行われていた例
- ⑥ 歯周ポケット搔爬の翌日に支台歯の形成・印象を行うなど、歯周治療と並行し、歯科医学的に不適切な補綴治療を行っていた例

(4) 歯周基本治療

- ① 歯周基本治療について、次の事例が認められたので改めること。

ア 臨床所見および歯周病検査の結果等から判断して必要性の乏しい全顎にわたるスケーリング・ルートプレーニングを繰り返し実施し算定していた例

イ 所定点数の 100 分の 50 で算定すべき再スケーリング・ルートプレーニングを所定点数として算定していた例

ウ 積極的な保存を想定していない単なる残根に対してスケーリング・ルートプレーニングを実施し算定していた例

エ 抜歯を前提としている歯に歯周基本治療を実施し算定していた例

オ スケーリング実施後に再度スケーリングを実施する際に、再度実施するスケーリングまでの期間が短く適切に治療計画の修正が行われていなかった例

カ スケーリング・ルートプレーニング実施後に行う再評価のために行った歯周病検査の実施時期について、スケーリング・ルートプレーニング実施後極めて短期間に実施している例

キ 暫間固定を実施した部位に歯周治療用装置を装着したとして算定していた例

ク 歯周基本治療処置において、薬剤を用いた場合の薬剤名の診療録への記載がない例

- ② 患者都合等により一般的治療経過と異なる治療を実施している例が認められたので、診療にあたっては常に歯科医学の立場を堅持して、患者の心身の状態を観察し、心理的な効果も挙げることができるよう指導すること。

- ③ 診療録にスケーリング・ルートプレーニングを必要とする部位の所見について記載の充実に努めること。

(5) 歯周病安定期治療

歯周病安定期治療について、次の事例が認められたので改めること。

- ① 管理計画書又は診療録における歯周病検査結果の要点や治療方針の記載が不十分な例

- ② 初回の歯周病安定期治療の算定にあたり、歯周病安定期治療の治療方針に係る文書を患者に提供していない例

9 リハビリテーション

- (1) 歯科口腔リハビリテーション料1
歯科口腔リハビリテーション料1（1 有床義歯の場合）について、次の事例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に調整方法、調整部位及び義歯に係る指導内容に関する記載が不十分な例
 - ② 困難な場合以外で算定すべきところを困難な場合により算定している例
- (2) 歯科口腔リハビリテーション料2
 - ① 診療録への実施内容等の要点の記載が不十分な例又は記載内容が画一的である例が認められたので改めること。
 - ② マイオモニターを用いた顎関節疾患の治療により、運動器リハビリテーション料を算定した場合において、診療録に実施した時間のみの記載しかなく、実施時刻（開始時刻と終了時刻）の記載のない例が認められたので改めること。

10 処置等

- (1) う蝕処置
う蝕処置について、診療録に具体的な処置内容を記載していない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (2) 咬合調整
 - ① 歯冠形態の修正を行った際に、修正箇所診療録記載のない例が認められたので改めること。
 - ② その必要性の判断を的確に行い、根拠となる所見を明確にすること。
 - ③ 自院で装着した歯冠修復物に対し、後日算定している例が認められたので改めること。
- (3) 歯髄保護処置
 - ① 歯髄保護処置について、診療録に具体的な処置内容、使用材料、診療経過等の記載の充実を図ること。
 - ② 歯髄温存療法について、診療録に患者に対して説明を行った処置内容及び経過観察期間等に関する要点の記載がない例が認められたので改めること。
 - ③ 直接歯髄保護処置について、診療録に処置内容及び経過観察期間等に係る事項の要点記載が不十分な例が認められたので記載の充実に努めること。
- (4) 知覚過敏処置
知覚過敏処置を行った場合は、診療録にその症状・所見、治療内容及び改善状態等を記載すること。
- (5) 初期う蝕早期充填処置
診療録第1面（口腔内所見）及び第2面に初期う蝕の記載がないにもかかわらず多数歯に実施されているので、診療録記載の充実を図ること。
- (6) 抜髄
画像診断及び治療経過から判断して、必要性に乏しい抜髄を多くの歯に対して実施している例が散見されたので、抜髄を実施するには、その必要性についての的確な診断のもとに実施すること。
- (7) 根管貼薬処置

- ① 抜歯を前提とした消炎のための根管拡大後の根管貼薬について、診療録に必要性を示す所見及び具体的な処置内容等の記載がないので記載の充実を図ること。
 - ② 抜髄又は感染根管処置後に当該歯を抜歯している例が散見されたので、歯科医学的に適確に診断を行い適切に実施すること。
 - ③ 貼付した薬剤名が診療録に記載のない例が認められたので適切に記載すること。
- (8) 根管充填
- ① 根管充填の算定について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 根管充填直後に再度根管治療及び根管充填を行った際に、根管充填を再度算定していた例
 - イ 実際の根管数に基づかず、抜髄、根管貼薬、根管充填、加圧根管充填処置及び電氣的根管長測定検査を含む一連の根管治療を算定していた例
 - ウ 分割した下顎大臼歯の根管治療に係る費用を2歯（1根管と2根管）として算定していた例
 - ② 根管の閉鎖や槌状根等の評価を適確に行うよう留意すること。
 - ③ 臨床所見等から判断して、必要性に乏しい感染根管即日充填処置が認められたので、実施にあたっては的確な診断のもとに行うこと。
 - ④ 根管充填後に撮影した歯科エックス線撮影で根管充填の状態が不良となることが確認出来た際には、再度の根管充填の実施も検討すること。
 - ⑤ 電氣的根管長測定検査、歯科エックス線撮影による状態の確認を行わずに歯冠修復及び欠損補綴へ移行している例が多数認められたので、適切な経過観察を実施すること。
- (9) 加圧根管充填処置
- 加圧根管充填処置について、次の事例が認められたので改めること。
- ① 気密な根管充填が行われていない例
 - ② 根管上部又は根管中央部付近までしか根管充填されていない例
 - ③ 根管充填後の確認の歯科エックス線撮影において、必要な部位を的確に撮影していない例
 - ④ 根管充填材が根尖孔外へ著しく溢出している例
 - ⑤ 診療録に使用した根管充填材名の記載がない例
 - ⑥ 後日、歯科エックス線撮影による根管充填後の確認を行った場合において、特別な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載していないにもかかわらず、加圧根管充填処置及び歯科エックス線撮影に係る費用を算定していた例
- (10) 暫間固定
- ① 暫間固定について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 画像診断及び歯周病検査結果より、必要性が乏しい暫間固定を算定していた例
 - イ 歯周外科手術の術前に暫間固定を行った場合に、「困難なもの」で算定していた例
 - ウ エナメルボンドシステムによる暫間固定を行ったにもかかわらず、連続冠による暫間固定を行ったとして算定していた例
 - エ エナメルボンドシステムによる暫間固定について、装着料を算定していた例
 - オ エナメルボンドシステムによる連続固定の除去に対して、暫間固定装置の除去を

算定していた例

カ エナメルボンドシステムによる暫間固定について、1顎につき2回算定していた例

- ② 暫間固定を実施した際には診療録に症状・所見、治療内容、予後等を適切に記載すること。

(11) 暫間固定装置修理

エナメルボンドシステムによる暫間固定に対して算定している例が認められたので改めること。

(12) 床副子

- ① 床副子について、次の事例が認められたので改めること。

ア 歯ぎしりに対する咬合床について、診療録に歯科医学的な必要性及びその診断根拠の記載のない例

イ 歯ぎしりにおける咬合床について、患者の不注意により装着翌月に使用不可能になったものを、再度床副子を製作し製作に係る費用を算定していた例

ウ 床副子の印象採得が重複して算定されていた例

エ 臨床所見等から判断して、必要性に乏しい歯ぎしりに対する咬合床を連月で算定していた例

オ 臨床所見等から判断して、歯科矯正の治療として採用すべき床副子を算定していた例

カ 診療録の記載内容等から判断して、歯科医学的に必要性に乏しい床副子を製作していた例

- ② 咬合挙上副子について、次の事例が認められたので改めること。

ア 顎関節症の取扱いにおいて、診断根拠が不明確なまま咬合挙上副子が装着されていた例

イ 常態として補綴治療と並行する咬合挙上副子の装着を実施していた例

- ③ 小児の顎関節症の咬合挙上副子の製作は、その必要性に十分留意して治療を行うこと。

- ④ 咬合挙上副子を装着した際は、診療録に症状・所見、診断結果、治療内容、予後等を具体的に記載し、診療実態を明確にすること。

(13) 床副子調整・修理

床副子調整を行ったにもかかわらず床副子修理を行ったとして算定している例が認められたので改めること。

(14) 除去

- ① 除去について、次の事例が認められたので改めること。

ア インレーの除去について、「簡単なもの」を「困難なもの」として算定していた例

イ ポンティックと金属冠との間の切断に対し、除去「困難なもの」を算定していた例

ウ 歯根の長さの3分の1未満のポストにより根管内に維持を求めるために製作された鑄造体に対して、「著しく困難なもの」を算定している例

- ② 抜歯予定歯に対する歯冠修復物又は補綴物の除去は必要性を考慮して行うこと。

- (15) 有床義歯床下粘膜調整処置
- ① 有床義歯床下粘膜調整処置について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 有床義歯床下粘膜異常以外の目的（疼痛除去）に対して算定していた例
 - イ 当該処置の実施後に床裏装又は義歯新製を行っていない例
 - ウ 長期にわたり漫然と繰り返されている例
 - エ 有床義歯新製の印象採得と同時に実施している例
 - ② 診療録に症状・所見等の記載がない又は不十分な例が認められたので、実施にあたっては診療の実態を診療録に具体的に記載すること。
 - ③ 有床義歯床下粘膜調整処置について、算定要件を考慮し的確な診断の元に行うこと。
- (16) 機械的歯面清掃処置
- 機械的歯面清掃処置について、次の事例が認められたので改めること。
- ① 歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を実施した場合に歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない例
 - ② 診療録の記載内容等から判断して、歯科医学的に必要性が認められない機械的歯面清掃処置を算定していた例
- (17) その他
- ① 処置にあたっては、その妥当性や必要性を歯科医学的に十分に考慮し、適切な治療計画を立案の上、実施すること。
 - ② 新製有床義歯装着後に、鉤歯の冠を除去し治療を開始するなど、不適切な治療の進め方が認められたので、歯科医学的に妥当適切な治療を行うよう改めること。
 - ③ 必要性の乏しい生活歯髄切断処置が認められたので改めること。

11 手術

- (1) 抜歯手術
- ① 抜歯手術（難抜歯加算）について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 診療録に症状所見、術式、術後の経過に関する記載が不十分な例
 - イ 歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術等を行ったことを診療録に記載していない又は不十分な例
 - ウ 歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術等を行っていないにもかかわらず難抜歯を算定していた例
 - エ 画像所見から歯科医学的に難抜歯とは認められないものに対して算定していた例
 - ② 抜歯手術（下顎完全埋伏智歯及び下顎水平埋伏智歯加算）について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 歯冠が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯でないものに算定している例
 - イ 埋伏歯、下顎完全埋伏智歯加算算定時に、隣接歯に対し歯肉歯槽粘膜形成手術（歯肉弁側方移動術）を算定していた例
 - ③ 下顎水平埋伏智歯について、手術所見の診療録記載が不十分な例が認められたので改めること。
 - ④ 埋伏歯について、骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水

平埋伏智歯に限られるので、算定にあたっては十分に留意すること。

- (2) 歯根分割搔爬術
上顎臼歯に対して、歯根分割搔爬術を行っている例が認められたので改めること。
- (3) 歯根嚢胞摘出手術
 - ① 症状所見、画像診断等から判断して、歯根嚢胞摘出手術とは認められない例が認められたので改めること。
 - ② 画像診断、臨床所見及び手術所見の診療録への記載が不十分な例が認められたので、記載の充実に努めること。
- (4) 歯根端切除手術
手術所見の診療録記載に不十分な例が認められたので、記載の充実に努めること。
- (5) 歯槽骨整形手術
診療録に手術内容、術式の記載がない例が認められたので改めること。
- (6) 口腔内消炎手術
 - ① 口腔内消炎手術（歯肉膿瘍、骨膜下膿瘍）について、次の事例が認められたので改めること。
ア 診療録に切開部位の図示のみで症状及び術式に関する記載がない例
イ 診療録に部位、症状、術式に関する記載がない又は不十分な例
 - ② 保存治療開始後に、口腔内消炎手術の算定が多見されたので、適切な治療を心がけること。
- (7) 頬・口唇・舌小帯形成術
 - ① 不適切な術式による頬小帯形成術が算定されていたので改めること。
 - ② 舌小帯形成術を行った場合は術式等の手術内容を診療録に記載すること。
- (8) 口蓋隆起形成術
大きさ等、義歯の装着に際して、著しい障害になる理由の記載に不十分な例が認められたので改めること。
- (9) 下顎隆起形成術
下顎隆起形成術について、次の事例が認められたので改めること。
 - ① 義歯の装着に際し、診療録に下顎隆起が著しい障害となる理由及び手術内容の要点の記載がなく、提示された模型からは著しい障害をきたすと判断できない例
 - ② 義歯装着に際して、診療録に大きさを含めた著しい障害となる理由及び具体的な手術内容の記載がない例
- (10) 腐骨除去手術
診療録に所見及び具体的な手術内容の記載のない例が認められたので改めること。
- (11) 歯周外科手術（新付着手術、歯肉切除手術、歯肉剥離搔爬手術）
歯周外科手術について、次の事例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に歯周外科手術に係る所見、手術内容及び経過の記載がない例
 - ② 各種歯周外科手術の標準的な術式に沿って行われていない例
 - ③ 歯周ポケットが3mmしかない歯に対して実施している例
 - ④ 実施後比較的短期間のうちに、歯周外科手術が繰り返し算定されていた例
 - ⑤ 検査結果、臨床所見等から判断して、歯周外科手術の必要性が認められない例
 - ⑥ 術式等から判断して歯周外科手術（新付着手術）に該当しない例

- ⑦ 常態として、歯周外科手術後に縫合、投薬や抜糸等を行っていない例
- (12) 顎関節授動術
顎関節授動術と関節腔内注射は、必要な症例を選んで的確な診断のもとに実施すること。
- (13) その他
 - ① 同一手術野又は同一病巣に対して複数の手術をそれぞれ算定していたので改めること。
例：腐骨除去手術と抜歯手術
 - ② 手術における症状所見、術式、予後等の診療録記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。
 - ③ 診療録に患者又は家族等に対する手術前の内容説明と同意に関する記載が不十分な例が認められたので改めること。

12 麻酔

- (1) 浸潤麻酔
 - ① 浸潤麻酔の実施にあたっては、患者の意向のみならず、歯科医学的な必要性を十分検討し実施すること。
 - ② 浸潤麻酔について、使用した局所麻酔の薬剤名や使用量等を診療録に記載すること。

13 歯冠修復及び欠損補綴

- (1) 補綴時診断料
 - ① 補綴時診断料について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 診療録に平行性問題なし等の記載しかなく、欠損部の状態、欠損補綴物の設計及び治療計画の記載に乏しい例
 - イ 診療録に粘膜面良好と画一的に記載され、実態を反映していない例
 - ウ 1口腔単位での診断を行っていない例
 - エ 人工歯の増歯に対して「1補綴時診断（新製の場合）」を算定している例
 - ② 製作予定部位・欠損部の状態・欠損補綴物の名称・設計等の診療録記載に不備があるので改善すること。
 - ③ 連続して複数部位に欠損補綴を行うことが明白な場合は、1口腔単位での診断を行うように努めること。
 - ④ 診療録と実際に装着された補綴物との間で、部位が相違している例が認められたので、適切に記載すること。
- (2) クラウン・ブリッジ維持管理料
 - ① クラウン・ブリッジ維持管理料について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 患者へ交付する文書の記載内容が不十分又は画一的な例
例：患者に提供した文書に記載している製作部位が誤っている例
：提供文書に2年間の管理であるという主旨の記載がない例
：提供文書の写しに保険医療機関名の記載がない例
 - イ 提供文書の写しが診療録に添付されていない例
 - ウ クラウン・ブリッジ維持管理中の歯について、当該歯の抜歯後に同部位にブリッ

ジを作製し請求していた例

エ 補綴物毎に文書による患者への情報提供を行っていない例

オ 算定した部位の歯冠修復物の再製作に係る費用を誤って自費で請求していた例

カ 乳歯の歯冠修復において算定している例

- ② 患者に提供した文書の写しの内容の一部が省略されている例が認められたので、改善を図ること。

(3) う蝕歯即時充填形成

- ① う蝕歯即時充填形成を同一部位に対して短期間に繰り返して実施している例が認められたので改めること。

- ② う蝕処置を行った歯に対して、う蝕歯即時充填形成を算定している例が認められたので改めること。

- ③ う蝕歯即時充填形成の算定要件（適応疾患）に留意すること。

(4) 支台築造

- ① 支台築造について、次の事例が認められたので改めること。

ア 歯根分割された下顎大臼歯の近心根に対し支台築造を行った際に、支台築造（大臼歯）を算定していた例

イ 保険外診療として実施すべき支台築造印象及び支台築造を保険診療として算定していた例

- ② メタルコア、複合レジン及びファイバーポストによる支台築造及び全部金属冠等を同一模型上で製作し、同日に患者へ装着することは、歯科医学的に適切であると認められる場合を除き、常態として認められないことに留意すること。

- ③ ファイバーポストを使用した支台築造について算定方法を誤っている例が認められたので改めること。

(5) 印象採得

連合印象の使用材料の診療録記載がない例が認められたので改めること。

(6) リテーナー

暫間固定として使用していたレジン連結冠をリテーナーとして使用し、算定している例が認められたので改めること。

(7) 充填

- ① 充填について、次の事例が認められたので改めること。

ア レジン充填を同一部位に対して短期間に繰り返して実施していた例

イ 臼歯部咬合面における複数の窩洞に対し行ったレジン充填について、1 歯 2 窩洞として算定していた例

ウ 実際には充填（複雑なもの）を 1 窩洞に実施したにもかかわらず、充填（単純なもの）と充填（複雑なもの）の 2 窩洞を実施したとして算定していた例

エ 残根歯の歯内療法後に行う根面被覆処置として実施したレジン充填について、歯冠形成（窩洞形成 複雑なもの）、充填（充填 1 複雑なもの）及び歯科充填用材料 I（（1）複雑なもの）を算定していた例

オ 充填に係る費用について、クラウン・ブリッジ維持管理中に算定していた例

カ 隣接面を含まない窩洞（接触面を回復する必要のない窩洞）について、充填（単純なもの）を充填（複雑なもの）として算定していた例

- ② 多数歯に対し充填を実施している例が散見されたので、実施にあたっては適切な診断を行うこと。
例：初診日毎に1歯複数窩洞の充填処置及び硬質レジン前装冠に対する充填処置を、多数歯に常態として繰り返し算定していた。
：1歯あたり3個の複雑窩洞のレジン充填処置を常態として算定していた。
- ③ レジン充填した窩洞の記載が誤っている例が認められたので改めること。
- (8) 金属歯冠修復
金属歯冠修復について、次の事例が認められたので改めること。
- ① 保険診療として認められない歯冠修復（失活した大臼歯への5分の4冠）を、保険診療としていた例
- ② 大臼歯に対する歯冠修復において、実際には保険診療として認められない5分の4冠を製作したにもかかわらず、全部金属冠を製作したとして算定していた例
- ③ 保険診療として認められない歯冠修復物の脱離再装着に係る費用を保険診療として算定していた例
- ④ インレーを支台装置とするブリッジを誤って5分の4冠を支台装置とするブリッジとして算定していた例
- ⑤ インレーを5分の4冠として算定している例
- ⑥ 製作に使用した保険医療材料を誤っている例
例：金銀パラジウム合金と記載し、ニッケルクロム合金の点数を算定していた。
- (9) CAD/CAM冠
CAD/CAM冠について、次の事例が認められたので改めること。
- ① CAD/CAM冠の装着をする前に、内面処理を行っていない例
- ② 医科からの診療情報提供に基づかない、金属アレルギー患者に対して実施した大臼歯のCAD/CAM冠を算定した例
- (10) 乳歯冠
脱落間近の乳歯の歯冠修復について、その必要性を適切に判断すること。
- (11) ポンティックについて、次の事例が認められたので改めること。
- ① 欠損でない半歯程度の間隙に対してポンティックを算定している例
- ② 延長ブリッジにおいて、大臼歯部のポンティックに金属裏装ポンティックを製作し算定していた例
- ③ 金属裏装ポンティックの算定において、人工歯を使用していないにもかかわらず人工歯料を算定していた例
- ④ 小臼歯のポンティックに人工歯料を算定していた例
- ⑤ ブリッジの製作において、ポンティックの歯数を誤っている例
- (12) ブリッジ
- ① ブリッジについて、次の事例が認められたので改めること。
ア 抜歯後、抜歯窩の十分な経過観察を行わず、短期間で同部位のブリッジを製作していた例
イ 印象採得、咬合採得、リテイナーとは別に、誤って単冠の印象採得、咬合採得、テンポラリークラウンを算定している例
ウ 保険診療として認められない延長ブリッジの算定例

- エ ブリッジの一部であるにもかかわらず、別に単冠、ブリッジを算定していた例
- ② ブリッジの設計において、歯科医学的に不適切と思われる設計が認められたので改めること。
 - ③ ブリッジの支台歯の一部のみを切断し再度歯冠修復する場合、除去を行わないブリッジの維持管理についても「ブリッジについての考え方 2007」を参考とする等、歯科医学的に妥当適切となるように留意すること。
 - ④ 第二大臼歯欠損における延長ブリッジについて、支台歯の歯周組織の状態、対合歯の挺出の可能性等を歯科医学的に十分に考慮して実施するように努めること。
 - ⑤ 延長部後方に有床義歯を装着している必要性のない延長ブリッジが認められたので改めること。

(13) 有床義歯

- ① 有床義歯について、次の事例が認められたので改めること。
 - ア 実態と異なる鉤、バーを算定していた例
 - イ 人工歯を誤って算定していた例
 - ウ 補綴時診断の内容と異なっていた例
 - エ 総義歯を局部義歯として誤って算定していた例
- ② 維持装置が診療録、診療報酬明細書、歯科技工納品書等で異なっている例が認められたので、照合、確認を十分に行うこと。
- ③ 歯科技工指示書及び歯科技工納品書と診療録及び診療報酬明細書との間で、鉤の種類が一致していない不適切な例が認められたので、照合、確認を十分に行うこと。
- ④ 残根上に有床義歯を製作する場合は、有床義歯製作前に適切な残根処理を行うこと。
- ⑤ 有床義歯装着後に鉤歯を抜歯している例が認められたので適切な診療計画を立案すること。

(14) 有床義歯の修理

- ① 有床義歯修理について、診療録に破折部位、修理内容を記載していない又は記載が不十分な例が認められたので改めること。
- ② 有床義歯修理の歯科技工加算について、診療録に預かり日、修理を担当する歯科技工士名、指示した修理内容の記載がない例が認められたので改めること。

(15) 有床義歯内面適合法

有床義歯内面適合法について、次の事例が認められたので改めること。

- ① 直後に有床義歯の新製を実施している例。歯科医学的に適応を十分に考慮するように改めること。なお、有床義歯の新製を予定している場合は、有床義歯修理で算定となることに留意すること。
- ② 直後に有床義歯修理を実施している例
- ③ 診療録に具体的な実施内容の記載のない例
- ④ 実際には有床義歯内面適合法を実施したにもかかわらず、有床義歯修理を行ったとして算定している例
- ⑤ 即時義歯を装着後、比較的早期に有床義歯内面適合法を算定している例

(16) 鉤について、次の事例が認められたので改めること。

- ① 鉤（二腕鉤、線鉤）の数の算定を誤っていた例
- ② 1歯のパークラスプを双子鉤として算定していた例

- ③ 線鉤（双子鉤）を鑄造鉤（双子鉤）として算定していた例
- ④ 線鉤（二腕鉤）を鑄造鉤（二腕鉤）として算定していた例

(17) バー

- ① 保持装置の算定を誤っていたので改めること。
- ② バーについて次の事例が認められたので改めること。
 - ア 補強線を屈曲バー（不銹鋼及び特殊鋼）として算定していた例
 - イ 鑄造バー（金銀パラジウム合金）を屈曲バー（金銀パラジウム合金）として算定していた例
 - ウ 保険診療上1個のバーとすべきところを複数のバーを使用したとして算定していた例
 - エ 孤立した中間欠損でないにもかかわらず、保持装置を算定していた例
 - オ 補強線を保持装置として算定していた例
 - カ 補強線を鑄造バーとして算定していた例

(18) その他

- ① 歯科技工指示書の記載内容の充実を図ること。
- ② 画像診断のない残根上義歯がみられたので、義歯の製作にあたっては的確な診断のもとに行うこと。
- ③ 歯科医学的に妥当適切な歯冠修復及び欠損補綴を実施するように努めること。
- ④ 診療録記載が不十分で、装着した補綴物が請求点数に反映されていないので個々の症例に応じた充実した記載を行うこと。

14 歯科矯正

(1) 歯科矯正管理料

歯科矯正管理料において、次の事例が認められたので改めること。

- ① 診療録に患者又はその家族に提供した文書の写しの添付がない例
- ② 診療録に患者又はその家族に提供した文章の要点の記載がない例

(2) その他

- ① 保険診療として実施している歯科矯正の一連の治療において、歯科矯正の治療として採用すべき療法（基本診療料、医学管理等、検査、画像診断、処置）を歯科矯正以外の療法として算定している例が認められたので改めること。
- ② 保険外診療として実施している歯科矯正管理期間中において、歯科矯正の治療として採用すべき療法（基本診療料、医学管理等、検査、画像診断、処置）であるにもかかわらず、保険診療を実施したとして保険請求している例が認められたので改めること。

15 保険外診療

- (1) 保険診療から自費診療に移行した場合には、移行した旨を診療録に記載し、保険外診療に係る診療録は、保険診療用とは別に作成すること。
- (2) 一連の保険診療の中でテンポラリークラウンを保険外診療として請求している例が認められたので改めること。
- (3) 一連の保険外診療期間中において、保険外診療として実施すべき診療を保険診療と

して実施している例が認められたので改めること。

- (4) 保険診療と保険外診療の区別を明確にし、混合診療にならないように留意すること。

IV 請求事務等に関する事項

16 診療報酬請求

(1) 請求事務

- ① 診療録と診療報酬明細書との間で、診療内容、診療開始日、所定点数、合計点数、部位、病名について不一致がみられたので、照合、確認を十分に行うこと。
- ② 診療報酬明細書の摘要欄の記載に不備が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 診療報酬明細書の請求内容を説明する上で、傷病名のみでは不十分と考えられる場合には摘要欄に記載するか、別に症状詳記（病状説明）を作成すること。
- ④ 同一月において、訪問診療と外来診療がある場合には、診療報酬明細書に明確に分けて記載すること。
- ⑤ 支払基金等からの返戻・増減点連絡書は内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。
- ⑥ 算定漏れ等を未然に防ぐため、診療を担当した保険医は診療報酬明細書の作成時に請求内容について十分に確認すること。
- ⑦ 療養の給付に関する費用の請求を適正なものとする診療録、診療報酬明細書の突合・確認が十分に行われていないので改めること。

(2) 保険外併用療養費

保険外併用療養費の取扱いについて変更があった場合には、その都度速やかに変更の届出を行うこと。

- ① 小児う蝕の継続管理
- ② 金属床総義歯の提供

(3) 届出事項等

届出事項に変更があった場合は、その都度速やかに変更の届出を行うこと。

- ① 診療時間、診療日の変更
- ② 診療科目の変更
- ③ 保険医の異動（常勤・非常勤）
- ④ 開設者及び管理者の氏名変更
- ⑤ 保険外併用療養費に関する事項（金属床による総義歯の提供に係る金属の価格）
- ⑥ 薬剤名等省略の施設基準の辞退届

(4) 院内掲示

- ① 院内掲示について、次の事項が認められたので改めること。
 - ア 届出している診療時間と異なっている。
 - イ 届出している施設基準が掲示されていない又は名称が誤っている。
 - ウ 辞退又は届出されていない施設基準等に係る事項が掲示されている。
 - エ 報告している保険外併用療養費が掲示されていない又は料金が誤っている。
 - オ 報告していない保険外併用療養費が掲示されている。

カ 保険外併用療養費に関する事項の掲示に費用の記載がない。

キ クラウン・ブリッジ維持管理料にかかる患者が受けられるサービス内容を掲示していない。

ク 保険医療機関である旨の表示がない。

- ② 明細書の発行状況に係る掲示については、平成 28 年 3 月 4 日付け保発 0304 号第 1 号「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」に基づき、適切な掲示を行うこと。

(5) 一部負担金

- ① 一部負担金について、次の事例が認められたので改めること。

ア 徴収すべき者から徴収していない不適切な例

イ 未収の一部負担金について、納入督促が行われておらず、管理が不十分である例

ウ 一部の患者に対して一部負担金を減免している又は徴収していない例

エ 診療録と日計表との間で一部負担金徴収額が一致していない例

オ 一部負担金について、計算方法が誤っている例

- ② 審査支払機関から診療報酬請求の査定を受けた場合は、適宜、診療録の記載を修正すること。また、患者一部負担金について適切に返金処理等を行うこと。

- ③ 個別の費用ごとに区分した明細書を発行していないので改めること。

(6) その他

- ① 被保険者証のコピー（電子的保存を含む）を保有することは、個人情報保護の観点から好ましくないので取扱いについて改善に努めること。

- ② 投薬を行うにあたっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めること。

- ③ 療養の給付に関する費用の算定もれが認められたので、費用が適正になるよう改めること。

- ④ 歯科衛生士の出勤簿等の管理について、適切に行われていない例があるので改めること。

- ⑤ 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解に心掛け、保険医として備えるべき知識の習得に努めること。

- ⑥ 医科診療科で行うべき検査等の診療行為を歯科診療科で実施している例が認められたので、関連する傷病の診療にあたっては併設する医科診療科と十分な連携をとること。

- ⑦ 療養の給付に関する書類やその他の記録は、診療の完結の日から 3 年間保存すること。

- ⑧ 療養の給付に関する書類やその他の記録について、実際に行った診療行為の手順と異なる記載が認められたので改めること。

- ⑨ 関係書類の未持参が見られたので、指示されたものは必ず持参すること。

- ⑩ 患者に提供する各種文書の控えに、保険医療機関名、担当歯科医師名の記載を的確に行うこと。